



経理の窓11月号

平成27年11月1日号

スーパーの地元野菜コーナーで見つけた甘唐辛子が、最近のお気に入りです。獅子唐のように辛くなくて、身は大きく肉厚です。油でいためて醤油味で、楽しみました。

今月の税務

法人 : 9月決算法人の確定申告と納付
個人 : 所得税の第2期分の納付
個人事業税の第2期分の納付

本人に交付する源泉徴収票等への個人番号の記載が不要になりました

改正前は、支払を受ける方に対して交付する源泉徴収票などについて、本人等の個人番号を記載して交付しなければならないこととされていましたが、平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われ、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）施行後の平成28年1月以降も、**給与などの支払いを受ける方**に交付する源泉徴収票などへの個人番号の記載は行わないこととされました。

税務署に提出する源泉徴収票などには、個人番号の記載が必要です。

■個人番号の記載が不要となる税務関係書類

（給与などの支払を受ける方に交付する以下のものです。）

- ・ 給与所得の源泉徴収票
- ・ 退職所得の源泉徴収票
- ・ 公的年金等の源泉徴収票
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払に関する通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書

この改正は、本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交付の際に個人情報漏洩または滅失等の防止のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりコストを要することになることや、郵便事故等による情報流出のリスクが高まるといった声に配慮して行われたものです。

■『給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』は、とても大切な書類です。

『平成28年分の給与所得者の扶養控除等（異動）申告書』の様式が、変わりました。給与の支払者の法人（個人）番号の記載欄、給与の支払いを受ける方の個人番号記載欄、控除対象配偶者・扶養親族の個人番号の記載欄が追加されました。また「非居住者である親族」の欄が追加されました。裏面には、非居住者である親族について、扶養控除等の適用を受ける場合には、この申告書に「親族関係書類・送金関係書類」の添付が必要であることが記載されています。

○給与の支払者への提出が必要な方

給与所得の支給を受ける、役員・正社員・アルバイト・パート等の方
(個人事業の専従者給与も給与所得となり、金額により源泉徴収税額もあります。)

○申告書の提出時期

平成28年分の申告書は、平成28年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出します。

年の途中で就職した人で、前職がある場合は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票を添付します。

○源泉徴収税額の計算

この申告書の提出があるときは、給与所得の源泉徴収税額表の甲欄により税額を計算します。「従たる給与についての扶養控除等申告書」のときは、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄により税額を計算します。

《申告書の提出がない場合》

給与所得の源泉徴収税額表の乙欄で計算します。甲欄では、源泉徴収税額のない88,000円未満であっても、給与等の金額の3.063%に相当する額を徴収することになっています。徴収していないときは、給与の支払者が、負担を求められることもありえます。パート・アルバイト・臨時の社員からも、「申告書」の提出を受けることが肝要です。平成28年1月以降は、個人番号の提供も受ける必要があります。

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX 043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>